

教育委員会定例会（令和2年3月）会議録

1 日 時	令和2年3月9日（月）15:00～:16:57
2 場 所	新居浜市庁舎5階 大会議室
3 出 席 者	<p>教 育 長 高橋 良光 委 員 近藤 智佳 本田 郁代 尾藤 一彦 大橋 勝英 事 務 局 長 加藤 京子 推 進 監 中上 郁夫 総 括 次 長 桑原 一郎 次 長 田中 利季 高橋 利光 神野 賢二 井上 毅 課 長 安藤 寛和 高橋 靖志 美術館参事 菅 春二 館 長 上野 壮行 指 導 主 幹 阪本 博和 高須賀 美雪</p>
4 教育長及び 教育委員会行事報告	2月行事報告及び3月行事予定について その他
5 記録者氏名	社会教育課 近藤 岳詩
	<p><教育長一般報告></p> <p><報告></p> <p>報告第 1 号 専決処分の報告について（令和元年度補正予算[第5号]の議案送付について）</p> <p>報告第 2 号 専決処分の報告について（令和2年度当初予算の議案送付について）</p> <p><議案></p> <p>議案第 9 号 新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>議案第 10 号 新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>議案第 11 号 新居浜市教育委員会の単純な労務に雇用される職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規程の制定について</p> <p>議案第 12 号 新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制</p>

	<p>定について</p> <p>議案第13号 令和2年度新居浜市教育委員会取組方針の決定について</p> <p>議案第14号 新居浜市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の決定について</p> <p>議案第15号 令和2年度新居浜市入学準備金貸付者の決定について</p> <p>議案第16号 新居浜市スポーツ推進委員の委嘱について</p> <p>議案第17号 令和2年度教職員の人事異動について</p> <p><いじめ、不登校等生徒指導関係></p> <p><その他></p>
--	--

高橋教育長	<p>それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第3回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は大橋委員さんと本田委員さんをお願いいたします。</p> <p>3月の定例会の会期につきましては、事務局職員の人事異動についての議案等がございますことから、新居浜市教育委員会会議規則第5条第2項の規定によりまして、会期を本日3月9日から3月31日まで延長したいと思いますが、ご異議はございませんか。</p>
委員一同	はい。
高橋教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>令和2年第2回定例会会議録承認については、尾藤委員さん、大橋委員さんに署名をいただいております。</p> <p>それでは、一般報告の前に、事務局長から、新型コロナウイルスの対応について、ご説明を申し上げます。</p>
加藤事務局長	<p>事務局長の加藤です。</p> <p>早速ですが、新居浜市における新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みにつきまして、ご説明いたします。</p> <p>国において、2月25日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が、基本方針を決定し、2月26日には、今後2週間の大規模イベントの中止や延期を要請、そして、2月27日に、安倍総理大臣による、「全国全ての小中学校、高等学校、そして、特別支援学校を対象に、3月2日から春休みまで、臨時休校を行うよう」と要請がございました。</p> <p>安倍総理の要請発言を受け、新居浜市では、市内の公立小中学校の休校時期につきまして、教育委員会内で協議のうえ、2月28日に臨時校長会を開催し、各校長の意見を伺った上で、安倍総理から要請されました3月2日からではなく3月3日から一斉休業を実施することを決定いたしました。</p> <p>3月2日を登校日にしたのは、教育委員会の決定事項や、子どもたちの今後の過ごし方、卒業式・修了式の開催方法、放課後児童クラブの開設などについて、保護者にお知らせのプリントを届けるためと、何より、子どもたちに今の状況をわかりやすく先生方から直接話していただくためです。その後、3月3日から3月25日、小中学校は休業いたしてお</p>

ります。

資料①をご覧ください。3月2日に各小中学校から保護者宛てに配布した通知でございます。まず、卒業式・修了式については、考え方といたしましては、①手洗いやアルコール消毒やこまめな換気により、会場における感染症対策を徹底すること②椅子の間隔を空けて座る、参加者を最小限に絞るなどにより、一人一人の接触リスクを軽減すること。③時間短縮に努め、感染リスクの軽減に留意することの3点でございます。

この考え方にに基づき、中学校は3月16日に在校生、教職員で式の準備、その後卒業生、在校生代表、教職員で予行実施、3月17日に卒業式出席者のみ出席で式を実施いたします。

小学校は3月23日に5年生、教職員で式の準備、その後卒業生、5年生代表児童、教職員で予行実施。3月24日に卒業式出席者のみで式を実施いたします。

なお、新居浜市内で発症者が確認された場合は、卒業式は中止といたします。

そのほかには、保護者へお配りした資料の2ページをご覧ください。部活動、学校行事、学校開放などは原則中止といたしております。

放課後児童クラブにつきましては、夏休みと同じ体制、8時から18時まで開設しております。開設時間が長くなることによる指導員の不足は、教育委員会内の他の課所の非常勤職員、臨時職員や小学校の教職員の応援を得て対応いたしております。また、教室も子ども達の人口密度が高くなるように空いている教室を使うなど、工夫をさせていただいております。

その他、休業中の生活指導や健康観察などについても通知文の中で、保護者に向けて注意喚起をお願いいたしました。

また、公立幼稚園である、王子幼稚園、神郷幼稚園の2園の卒園式につきましては、幼稚園の方から早めに実施したいという要請があり、園において保護者全員に諮った結果、保護者の了解が得られましたので、王子幼稚園は3月6日に、神郷幼稚園は3月7日に既に卒園式を挙行いたしました。

新居浜市全体といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策本部を2月28日に設置し、国の動向や国からの要請及び県の動向を注視しつつ、全庁を挙げて、感染症拡大防止に取り組んでいるところでございます。

資料②をご覧ください。市の対策本部が2月28日に決定いたしました「新居浜市主催（共催）イベントの対応及び所管施設の運営について」

	<p>に基づきまして、全庁的にイベントや施設運営に対応しているところであり、教育委員会といたしましても、それぞれの課所におきまして、対策本部の決定事項に基づいた行動をとっているところでございます。</p> <p>3月2日には、新型コロナウイルス感染者が県内で発生したことが公表されました。これにより、本市は現在、「新居浜市主催（共催）イベントの対応及び所管施設の運営について」における県内発生フェーズに移行し、行動しているところです。</p> <p>教育委員会事務局や各教育機関に係る新型コロナウイルス対応状況につきましては、お手元に配布いたしております、別紙、「新型コロナウイルス対応状況（施設運営・会議等）（教育委員会関係）」と「新型コロナウイルス対応状況（イベント・行事等）（教育委員会関係）」の2種類に整理いたしておりますので、お目通しください。</p> <p>基本的には、ほとんどの会議やイベント・行事が中止または延期となっており、施設においても、各公民館・交流センターは、開館はしているものの、主催事業や貸館業務を中止し、現在、地域住民の皆様の入りがほとんどない状況であり、高齢者生きがい創造学園は、当面の間、臨時休園するなどの対応をとっております。</p> <p>感染の流行を早期に終息させるためには、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要であるという国の基本方針に則り、また、市の対策本部の決定事項に基づき、対応しているのが現状でございます。</p> <p>以上で、新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みについての説明を終わります。</p> <p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について聞かせていただきましたが、安倍首相が2月末に発表をしてから、教育委員の一人として私は今日まで、決定したことも含めて、新居浜市の動きについて一切の情報をいただいているのですが、その理由を説明していただきたいと思っております。</p> <p>私からご説明いたします。対応に齟齬しておりまして、委員さん方に全くご連絡が出来ていなかったのも、大変申し訳ないと思っております。対応を決定した後も数多くの細かな協議、話し合いがあり、すぐ市議会が開会し、対応に追われておりました。教育委員の皆様にご説明、早期のご</p>
高橋教育長	
尾藤委員	
高橋教育長	

	<p>連絡、また決定の前にお話ししてご意見を伺うべきでした。教育長の不徳の致すところでございます、大変申し訳ございません。今後は、こうした大きな案件については、決定を出す前に教育委員の皆様にご相談してご意見を伺った上で、確認をした後、決定をするということに努めてまいりたいと思います。矢継ぎ早に対応すべき案件が生じて、それに時間をとられ、報告すべきであったということを失念しておりました。弁解はございません。決して軽視ではなく、急な対応で、気が回らなかったというのが正直なところでございます。申し訳ありませんでした。</p>
尾藤委員	わかりました。
高橋教育長	この件に関して、深く反省いたします。他にはご意見ございませんか。
近藤委員	<p>働く保護者の皆様のために、学童を開けてくださっているかと思うのですが、どうしても気になるのは、人口密度の問題です。やはり子ども達はたくさん動くと思うので、具体的に1教室に収容する人数は何人まで、というのは新居浜市で決めていらっしゃるかどうか教えていただきたいです。また、学童に十分な消毒液やマスクがあるのか気になります。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>まず、1教室の児童数ですが、標準のところでは40名という標準がございますが、今回感染症対策ということで、児童同士の席を1メートル以上離すという注意事項については各児童クラブの方に通知し、また、対面には座らず斜めに座るという対応をしてくださっています。</p> <p>学校の先生のご協力もいただいた中で、密度が高い学校については、放課後児童クラブで使用している教室以外にも学校で開放していただいて、標準40人のところを分散する対応で密度を少なくしてくださっています。マスクにつきましては、市場では不足している中で、児童生徒用については保護者の方にご用意していただいております。指導員は子どもたちにうつしてはいけないということで、防災備蓄している中でも社会福祉施設等も優先した中で、児童クラブについても必要ということで急遽確保しました。アルコールについては、児童クラブは26クラブありますが、手指用とドアノブ等を拭くための管理用について急遽手配をし、マスクと消毒用アルコールについては配布しております。衛生管理、感染症対策に留意していただくようお願いをしております。</p>
高橋教育長	多いところでも1教室の児童生徒数は30名程です。1日に550名

大橋委員	<p>前後の子どもが利用していて、長期休暇の7月等の利用に比べて約6割程度です。</p> <p>医療現場、介護施設等の、本当に必要なところでマスクが不足しています。ニュースを見ていると不必要と思われるマスク着用があつて、私は、マスクはウイルス予防に効果は無いと思います。緊急で新居浜医師会に文書を投稿しているのですが、テレビでウイルスの写真がいっぱい出るかと思うのですが、ウイルスの大きさは100nm以下であり、1nmを100万倍すると1mmとなります。コロナウイルスは非常に小さくて、息ができるようなマスクで、ウイルスは防げません。</p> <p>マスクの効果は、花粉、埃やごみ、人の唾がかかるのを防ぐ、鼻と保温と保湿です。ウイルスの感染予防には効果はありません。</p> <p>マスク不足で世間は大騒ぎしていますが、医療現場ではマスクが不足しているので手術ができない、検査ができない状況で本末転倒です。不必要なところでマスクを消費して、必要なところにマスクがありません。そういった状況を知っていただき、マスクの着用について見直していただければと思います。</p>
高橋教育長	<p>咳エチケットには有効なのですよ。</p>
大橋委員	<p>咳エチケットとしては非常に効果があります。マスクの内側に更にガーゼを2枚重ねます。また、咳をする人が身近にいれば、防御として飛沫を受けないようにすることが大事です。そして、手洗いはとても大事です。エレベーターやつり革などを触って、約100万個のウイルスが手についているとして、流水で15秒手洗いをしたらウイルスは約1万個まで減ります。ハンドソープ等で10秒洗い、水で15秒手洗いすると、100個まで減ります。</p> <p>食事の前の手洗いはとても大切です。アルコールも効果があります。</p>
高橋教育長	<p>その他にご意見はございませんか。</p>
本田委員	<p>突然の発表で、学校現場と行政は混乱していたかとは思いますが、尾藤委員さんが言われたように私も、新居浜市はどのような対応を取るのか、と気になっていました。学校をいつから休校するかということだけでも、ご連絡があつてもよかったかなと思います。今日まで、今後ですが、学校も混乱しているかと思いますが、学校に任せられることと、</p>

<p>高橋教育長</p>	<p>市教委として、一斉に取り組もうとして学校へ連絡されていること、特に新居浜市として、学校に対して指示されている対応がありましたら教えていただければと思います。</p> <p>先程の事務局長からの説明に付け加える形で、公立幼稚園2園から卒園式を早めたいという要請がありました。保護者全員に連絡がとれるということで、事務局と次長級と協議して決定いたしました。小中学校の保護者からも、他の人を通して私の方にもご意見があり、小学校校長会を通じて全ての小学校長に、卒業式の前倒しが可能であるかの調査をかけました。準備はできるが、保護者の中には参加できない人も出てくるのではないかとということ、また、日程変更をするにしても15日の日曜日しかなく、できない学校が実際にあり、日程は一律に整えないといけないうことで、前倒しの挙行は困難であるという回答でした。中学校は高校入試があり、合否発表が18日ということで、予定変更は難しいということで、予定通り、小学校は24日、中学校は17日というのが市教委からの最終決定です。私の方で判断し、学校長を通じて連絡をしました。卒業式をさせてあげたいと思うのですが、後日になるほど中止になる可能性もでてくるので、前倒しが出来ないか検討しましたがけれども、学校長の意見を訊いた上で判断いたしました。27日の夜に安倍総理の発表が突然あり、28日中には校長会を開いて対応しないと3月2日から休校という国の要請への対応は難しいということで、朝から会議を重ねる中で、厚労省からは、学童保育はしてほしいという申し出があったので、放課後児童クラブの対応について市教委事務局で判断させていただきました。しかし先程井上次長から話がありましたけど、1クラスに40人～60人の運営では、かえって子どもたちの感染が心配なので、28日夕方に開いた小中学校校長会の席上で、市教委から学童保育はするが、子どもの分散をさせたいので教室の提供をお願いしたい旨をお伝えしました。この度の学校の臨時休業に伴い、仕事が空いてしまう非常勤の職員と、また教職員に対して、学校長を通じて学童保育の運営への協力を依頼しました。社会体育関係では、学校開放は、10名以上の団体という基準があり、3月2日に県内で感染者がありましたので、基本的には利用できないと、市の基準に基づいて決定いたしました。公立幼稚園が前倒しで卒園式ができたのに、小中学校では何故できないのかというご意見がありましたが、経緯が異なりますので、公立幼稚園は今回の休校措置の対象外であって、園の方から要請で、保護者全員に連絡が取れるという状況でしたが、小中学校についてはそういう状況で</p>
--------------	--

はなく、かえって混乱を招くし、学校長等の意見も訊いたうえで判断しています。そういった点が、こちらから依頼している対応です。

後は、臨時校長会等を開いて、協議して意見をもらい、すり合わせた上で詰めていったという次第です。市の対策本部が3月16日に開かれますので、前半の対応と後半に向けての対応を確認するという流れになっていますので、教育委員会事務局では、市の流れに合わせて判断していくという状況です。細かいことが16日に決まりましたら教育委員さんに連絡をとらせていただきますので、お願いいたします。

それでは新型コロナウイルス対策についてはこれで終わります。

また、1月23日に受理いたしました、教育委員会委員宛ての、教科書採択に係る公開質問状につきまして、3月3日付けで、各委員さんからも個別に回答をいただきたい、という旨の書面が届いておりますので、机前にお配りいたしております。後程お目通しをよろしく申し上げます。

それでは、私の方から一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。(新型コロナウイルス感染拡大対策のため追記をしています。)

- 2月 1日 グレース幼稚園発表会(市民文化センター)
- 2日 少年の日を祝う会(多喜浜公民館)
- 7日 船木中学校ひびき分校 少年式
- 8日 「史上最大の加速器で時間を巻き戻す〜ヒッグス粒子の発見とダークマターの探索」(講師:田中 純一 教授(東京大学素粒子物理国際研究センター)) (総合科学博物館)
- 9日 第30回新居浜グローバルパーティー(ウイメンズプラザ)
- 11日 第51回きさらぎ会総会・トーテムポール立柱式
(別子ハイツ自然学習館)
- 14日 学校茶道連絡協議会新年度初総会(文化振興会館)
- 17日 令和元年度愛媛県公立小・中学校寄宿舎運営連絡協議会役員会
(松山市)
- 18日 第53回南海放送賞 表彰式(受賞:石村 嘉成 氏)(松山市)
- 29日 愛顔感動ものがたり(松山市)
- 3月 1日 新居浜西高定時制 卒業証書授与式
令和2年新居浜市消防観閲式(山根グラウンド)※中止
令和元年度特別支援学校川西分校高等学部卒業証書授与式
※規模縮小により欠席

	<p>6日 未来高校新居浜分校 卒業証書授与式 ※中止</p> <p>7日 ツガザクラ講演会（別子銅山記念図書館）※中止</p> <p>11日 新居浜高等学院 卒業式（あかがねミュージアム）</p> <p>15日 第44回愛媛県選抜珠算選手権大会（東予自動車会館）※中止</p> <p>16日 令和元年度特別支援学校小・中学部第8回卒業証書授与式 ※規模縮小により欠席</p> <p>18日 新居浜工業高等専門学校 卒業式 ※中止</p> <p>29日 第22回多々良杯空手道競技大会（多喜浜体育館）※中止</p> <p>社会教育課の事業は、</p> <p>2月 2日 第4回地域教育東予ブロック集会（西条市中央公民館）</p> <p>6日 定例教育委員会（第2回）（市庁舎大会議室）</p> <p>14日 青少年センター運営協議会（市民文化センター別館）</p> <p>16日 新居浜市少年補導委員研修大会（女性総合センター）</p> <p>20日 防災ベンチ寄贈式（惣開公民館）</p> <p>22日 第60回新居浜市公民館研究大会（市民文化センター中ホール）</p> <p>25日 第1回新居浜市議会定例会（～3月19日） 高齢者生きがい創造学園ラージボール卓球大会（多喜浜体育館）</p> <p>3月 2日 高齢者生きがい創造学園グラウンドゴルフ大会 （学園グラウンド）※中止</p> <p>3日 市議会一般質問・予算質疑（～5日）</p> <p>9日 市議会福祉教育委員会 定例教育委員会（第3回）（市庁舎大会議室）</p> <p>10日 別子ハイツ自然学習館自衛消防訓練（別子ハイツ自然学習館）</p> <p>11日 市議会予算特別委員会（～13日）</p> <p>14日 高齢者生きがい創造学園 学園祭（高齢者生きがい創造学園） ※中止</p> <p>15日 新居浜市公民館連絡協議会理事会（市庁舎教養室）</p> <p>16日 令和元年度第2回新居浜市社会教育委員会議（市庁舎応接会議室） ※延期</p> <p>19日 第1回新居浜市議会定例会最終日</p> <p>学校教育課の事業は、</p> <p>2月 8日 新居浜市教育講演会（総合科学博物館）</p> <p>14日 ふるさと学習奨励賞作品展（あかがねミュージアム） （～3月1日）</p>
--	---

	<p>16日 新居浜市PTA連合会研究大会（市民文化センター）</p> <p>19日 第3回小中学校校長研修会（マリンパーク） 新居浜こども美術展（あかがねミュージアム）（～3月1日）</p> <p>3月 3日 小中学校臨時休業（～25日）</p> <p>6日 第2回学力向上推進委員会及び第5回新居浜市教育研究所員会 （市民文化センター）※中止 王子幼稚園 卒園式</p> <p>7日 神郷幼稚園 卒園式</p> <p>17日 中学校卒業証書授与式（ひびき分校を除く）</p> <p>24日 小学校卒業証書授与式（別子小を除く）</p> <p>25日 公立幼稚園修了式</p> <p>スポーツ振興課の事業は、</p> <p>2月 21日 少年スポーツ指導者講習会（サッカー）（市民文化センター）</p> <p>24日 トップアスリート事業（サッカー）（新居浜工業高校グラウンド） （講師：FC今治コーチ 橋川 和晃氏、柏木 健太郎氏、布山 達朗氏）</p> <p>3月 3日 新居浜市スポーツ協会顕彰表彰式・祝賀会（リーガロイヤルホテル新居浜）※中止</p> <p>8日 トップアスリート事業（バスケットボール）（新居浜商業高校体育館）※中止 （講師：早稲田大学バスケットボール部顧問 倉石 平氏） （講師：元新居浜商業高校女子バスケットボール部監督 瀬良 強氏）</p> <p>9日 第4回あかがねマラソン実行委員会（市庁舎大会議室） ※中止（書面議決） 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会第2回企画運営委員会 （県庁）※中止</p> <p>14日 トップアスリート事業（陸上：駅伝）兼新居浜東高校創立80周年記念招待駅伝 ※中止 （東雲競技場）（講師：広島県立世羅高等学校 陸上競技部監督 大工谷 秀平氏） トップアスリート事業（バスケットボール）（新居浜商業高校体育館）※中止 （講師：早稲田大学バスケットボール部顧問 倉石 平氏） （講師：元新居浜商業高校女子バスケットボール部監督 瀬良 強氏）</p> <p>20日 トップアスリート事業（セーリング）（マリンパーク新居浜）</p>
--	---

	<p>(・21日) ※中止 (講師: JOCコーチングスタッフ 白石潤一郎氏)</p> <p>21日 新居浜市スポーツ推進委員協議会総会 (ユアーズ) ※中止 未定 トップアスリート事業 (サッカー) (国領川河川敷サッカー場) ※中止 (講師: FC今治コーチ 橋川 和晃氏、柏木 健太郎氏、 布山 達朗氏)</p> <p>文化振興課の事業は、</p> <p>2月 4日 郷土芸能保存連絡協議会代表者会 (市庁舎)</p> <p>※以下、新型コロナウイルスの影響により中止又は延期</p> <p>3月 7日 市史編さん事業「銅山峰のツガザクラ」国天然記念物指定記念シンポジウム</p> <p>10日 文化センター運営審議会 (市庁舎)</p> <p>12日 芸術文化プログラム (角野中 琴指導)</p> <p>13日 新居浜文化協会創立70周年記念展・記念イベント (あかがねミュージアム) (～22日)</p> <p>美術館・総合文化施設の事業は、</p> <p>2月13日 第47回愛媛こども美術館 第39回新居浜こども美術展 (～3月1日)</p> <p>16日 ミュージアムボランティア解説会 (新居浜の美術コレクション展)</p> <p>3月 2日 メンテナンス休暇のため休館 (～6日)</p> <p>※以下、新型コロナウイルスの影響により延期</p> <p>10日 新居浜市総合文化施設及び美術館協議会</p> <p>19日 新居浜市美術館収集審査委員会</p> <p>発達支援課の事業は、</p> <p>2月 7日 特別支援教育担任者役員会 (こども発達支援センター)</p> <p>15日 第4回ペアレントトレーニング教室 (保健センター) (たんぼぼクリニック 大藤佳子医師)</p> <p>17日 第4回 通級指導教室担当者会 (こども発達支援センター)</p> <p>18日 早期療育通園事業ムーブメント講習会 (ふれあいプラザ)</p> <p>27日 第3回 新居浜市地域発達支援協議会 (こども発達支援センター)</p>
--	---

	<p>学校給食課の事業は、</p> <p>2月17日 2月栄養教員部研修会（学校給食センター） 第4回新居浜市学校給食会理事会（泉川公民館）</p> <p>3月 2日 令和元年度（第3学期）学校給食センター給食最終日 6日 3月栄養教員部研修会（学校給食センター）</p> <p>別子銅山記念図書館の事業は、</p> <p>2月 7日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談（・14日） 28日 図書館協議会</p> <p>3月 6日 ブックスタート事業 保健センター5カ月児健康相談（・10日） ※中止</p> <p>○お話し会</p> <p>2月 6日 乳幼児（0歳～3歳）向けお話し会 12日 幼児向けお話し会 15日 小学生向けお話し会 26日 幼児向けお話し会</p> <p>3月 5日 乳幼児（0歳～3歳）向けお話し会 ※中止 11日 幼児向けお話し会 ※中止 21日 小学生向けお話し会 ※中止 25日 幼児向けお話し会 ※中止</p> <p>○講座・講演会</p> <p>2月 6日 今日から実践！賢いマネー活用セミナー「時代はキャッシュレス！知っておきたいスマホ決済の基礎知識」（図書館第2会議室） （講師：四国労働金庫新居浜支店）</p> <p>9日 シン我楽多講座第13回「グラミー賞の歴史半世紀 その1」（図書館多目的ホール）（講師：横井 邦明（前別子銅山記念図書館長））</p> <p>18日 えいごのおはなしかい（図書館多目的ホール） （講師：英会話のジェムスクール）</p> <p>20日 ココロとカラダの健康セミナー第6回「まずこれから始めよう！美肌のためにやるべきこと」（場所：図書館多目的ホール）（講師：クリニカルカイロ・ラクロス）</p> <p>3月17日 えいごのおはなしかい（図書館多目的ホール）（講師：英会話のジェムスクール） ※中止</p> <p>26日 図書館・銀行タイアップセミナー「春のキッズマネーセミナー」（図書館多目的ホール）（講師：(株)伊予銀行）※中止</p>
--	---

<p>桑原総括次長兼文化振興課長</p>	<p>○出前講座 2月13日 マリア幼稚園 18日 コープえひめ神郷店 21日 王子幼稚園</p> <p>○ロビー展 2月 1日 「デジ亀クラブ写真展」(図書館) (～3月7日) 3月 3日 「3月は自殺対策強化月間です」(保健センター) (～13日)</p> <p>○テーマ展示 3・4月 一般展示「科学道100冊」 児童展示「おめでとう！春がもっとたのしくなる」</p> <p>○ケース展示 3・4月 「くすのきしげのり絵本の世界」</p> <p>○企画展示 3月 1日 「震災から学ぶ」(図書館) (～31日) 10日 「つらいことで悩んでいるあなたと周りの人たちへ」(図書館) (～29日)</p> <p>ただ今の教育長一般報告について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは次に、報告に移ります。 報告第1号「専決処分の報告について(令和元年度補正予算[第5号]の議案送付について)」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>総括次長の桑原でございます。 議案書の7ページ及び8ページをお目通しください。 報告第1号 専決処分の報告につきましては、令和元年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)の議案送付について、新居浜市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、令和2年2月25日付で専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>同補正予算案のうち、教育委員会関係予算について、ご説明いたします。別冊の令和元年度補正予算書及び予算説明書の3ページをお開きください。</p> <p>第1表 歳入歳出予算補正中、歳出についてでございます。 一番下の段、第10款 教育費について、1億368万8千円を追加し、</p>
----------------------	---

総額を49億2,312万6千円とするものでございまして、第1項 教育総務費を5,000万円、第5項 社会教育費を5,201万7千円、第6項 保健体育費を167万1千円、それぞれ増額するものでございます。

増額内容をご説明いたしますので、26ページをお開きください。

第10款 教育費、第1項 教育総務費、3目 諸費につきましては、奨学資金貸付基金等繰出金を5,000万円追加するものでございます。なお、5,000万円につきましては、匿名希望の篤志家からの寄附金を財源といたしております。

次に、27ページをお開きください。ここからは、教育委員会が管理している基金について、運用利子などを積み立てるための予算措置をいたすものでございます。

第10款 教育費、第5項 社会教育費、1目 社会教育総務費につきましては、表の一番右側の列、目の行政目的に記載していますとおり、文化振興基金積立金を191万3千円、こども夢未来基金積立金を5,000万4千円、それぞれ追加するものでございます。なお、こども夢未来基金積立金のうち5,000万円につきましては、匿名希望の篤志家からの寄附金を財源といたしております。

上から2段目、3目 図書館費につきましては、図書館図書整備基金積立金を8万4千円追加するものでございます。

一番下の段、8目 美術品購入基金費につきましては、美術品購入基金繰出金を1万6千円 追加するものでございます。

次に、28ページをお開きください。

上から2段目、第10款 教育費、第6項 保健体育費、1目 保健体育総務費につきましては、体育施設建設基金積立金を、167万1千円追加するものでございます。

次に、4ページにお戻りください。

第2表 繰越明許費補正、追加についてでございます。

下から2段目、第10款 教育費、第6項 保健体育費、市民体育館空調設備整備事業につきましては、観客席の空調方式の決定に不測の日数を要したため、繰越ししようとするものでございます。

5ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正、追加についてでございます。

市民体育館等管理委託料（空調電気代等増額分）につきましては、既に平成31年度から令和5年度までの間、債務負担行為の設定を行っておりますが、市民体育館に新たに空調設備が設置されることに伴い、電気代等の増額分につきまして、令和2年度から5年度までの間、2,200

	<p>万円を限度額として追加するものでございます。</p> <p>以上で令和元年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）に伴う専決処分の報告を終わります。</p>
高橋教育長	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に、報告第2号「専決処分の報告について（令和2年度当初予算の議案送付について）」事務局から説明をお願いいたします。</p>
桑原総括次長兼文化振興課長	<p>議案書の9ページ及び10ページをお目通しください。</p> <p>報告第2号 専決処分の報告につきましては、令和2年度当初予算の議案送付について、新居浜市教育委員会事務委任規則第2条第1項の規定に基づき、令和2年2月25日付で専決処分をいたしましたため、同条第2項の規定により報告するものでございます。</p> <p>同当初予算案のうち、教育委員会関係予算についてご説明いたします。「令和2年度予算・予算説明書」の11ページをお開きください。</p> <p>一番下の段、第10款 教育費につきましては、総額が、49億8,924万円でございます。内訳といたしましては、第1項 教育総務費 13億8,014万5千円、第2項 小学校費 7億7,122万1千円、第3項 中学校費 4億3,210万2千円、続いて12ページをお開きください。</p> <p>第4項 幼稚園費 4億2,904万7千円、第5項 社会教育費 9億7,805万1千円、第6項 保健体育費 9億9,867万4千円となっております。</p> <p>14ページをお開きください。</p> <p>第3表 債務負担行為でございます。</p> <p>一番下の段の「ICT支援員の設置に要する経費」につきましては、ICT支援員業務を契約するにあたり、将来の債務が発生することから、債務負担行為を設定するものでございます。</p> <p>教育委員会関係の予算は第10款 教育費のほか、第3款 民生費にもございますが、別冊の「当初予算参考資料」の中でご説明いたします。</p> <p>それでは、「当初予算参考資料」の3ページを御覧ください。</p> <p>下から4段目、第10款 教育費の状況でございます。令和2年度当初予算案は、令和元年度の教育費の当初予算額、47億271万6千円と比べ、2億8,652万4千円、6.1%の増となっており、一般会計に占める割合も前年度から0.4%増の9.9%となっております。増額となっている主な要因は、小中学校 ICT 環境整備推進事業費の増額などによるものでござ</p>

ございます。

次に、目の行政目的に沿って、主要な事業についてご説明いたします。

67ページをお開きください。施策費でございます。

民生費でございますが、一番下の段の「放課後児童対策費」1億5,711万1千円は、放課後児童クラブの運営経費でございます。

84ページをお開きください。ここからは教育費でございます。

一番上の段の「中学生海外派遣費」1,397万7千円は、平成30年度から実施しているコンコーディア大学での研修に要する経費でございます。

次の「いじめ・不登校問題等対策費」2,076万3千円は、福祉専門職などとの連携を図りながら、相談支援を行い、未然防止と早期対応に努めるもので、あすなろ教室の運営費のほか、カウンセリング謝金や楽しい学校生活を送るためのアンケート調査などに要する経費でございます。

上から5段目「発達支援教育充実費」2,423万5千円は、心理専門家等による保育園・幼稚園・学校への巡回相談や、ことばの教室・育ちの教室の運営、また各種研修会開催による人材育成などに要する経費でございます。

85ページをお開きください。

下から4段目「小中学校ICT環境整備推進事業費」3億3,225万5千円は、小中学校へのタブレット等ICT機器の整備及び維持に要する経費でございます。

86ページをお開きください。

上から5段目「小学校特別支援教育充実費」1億1,191万9千円は、児童が安全で安心な小学校生活を送れるよう支援するため、学校生活介助員86人の配置と通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童の学習・生活支援のための学校支援員16人を配置するための経費でございます。

2段下の「多子世帯入学準備金支援事業費」679万6千円は、第3子以降の新入学予定者のいる世帯に、学用品の購入に使用できるクーポン券2万円分を交付するための経費でございます。

次の「別子中学校学び創生事業費」3,428万4千円は、別子中学校寄宿舎の管理運営費で、寄宿舎管理運営業務にかかる委託料のほか、夜間等の管理人の人件費などの経費でございます。

88ページをお開きください。

一段目の「幼稚園施設利用費給付事業費」2億3,898万8千円は、

令和元年10月から実施されております幼児教育の無償化に伴い、制度の対象となる幼稚園を利用した場合の保育料等に対する給付、及び給食費の副食費に対する給付を行うための経費でございます。

一番下の段、「ユネスコ活動推進事業費」10万円は、教育・科学・文化の振興を通して国際理解を深めるとともに、地域社会の文化向上に資する活動を行っております新居浜ユネスコ協会の活動事業への補助金でございます。

89ページをお開きください。

一番上の段「校区郷土史作成費」76万1千円は、平成30年度に高津公民館が60周年を迎えたことを契機とし、高津公民館及び高津校区の歴史や文化、遺跡等をまとめ、市政の発展に貢献してきた歴史を後世に伝える郷土史を制作するとともに、現在、市が着手しております新しい新居浜市史編さん作業の一助とするための補助金でございます。

90ページをお開きください。

上から2段目「総合文化施設開館5周年記念事業費」5,637万9千円は、令和2年7月に開館5周年を迎える節目として、東京藝術大学のスーパークローン技術により蘇った「法隆寺金堂壁画」や「バーミヤン大仏天井壁画」等、世界的文化遺産を体感できる「素心伝心展」、子供から大人まで楽しめる、デジタル技術を活用した「チームラボ 学ぶ!未来遊園地」、ふるさと観光大使である石丸幹二さんによるコンサートを開催するほか、360度シアター映像の更新に係る経費でございます。

一番下の段「ホストタウン交流促進事業費」1,875万8千円は、サウジアラビア王国及びモザンビーク共和国のホストタウンとして、2020東京オリンピックに向けての事前合宿誘致、並びに各種交流事業等を行うための経費でございます。

91ページをお開きください。

一番上の段「東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレー等推進事業費」443万9千円は、聖火リレー実施に伴う交通規制や警備等にかかる経費でございます。

次の「日本スポーツマスターズ2020愛媛大会開催事業費」111万4千円は、9月に愛媛大会で実施される13競技のうち、本市で開催される女子バレーボール、男子ゴルフ、軟式野球の3競技の実施に係る経費でございます。

94ページをお開きください。公共事業費でございます。

一番下の段「旧広瀬邸等保存活用事業」3,622万円は、国の重要文化財「旧広瀬家住宅」と、国名勝「旧広瀬氏庭園」の保存活用計画の策定

	<p>及び耐震診断に要する経費でございます。</p> <p>103ページをお開きください。単独事業費でございます。</p> <p>上から3段目「小学校施設環境整備事業」1億7,371万5千円、及びその下の「中学校施設環境整備事業」7,654万7千円は、小中学校施設の整備工事及び維持管理等に要する経費でございます。</p> <p>下から3段目「公民館施設環境整備事業」1億4,369万7千円は、市のアセット・マネジメントに基づき、別子山公民館の屋上防水・外壁補修工事と神郷公民館の外壁改修工事を行いますほか、別子山支所移転に伴い別子山公民館の光ケーブル整備工事及び地域の避難所である別子山公民館の電気・機械設備工事等を行うための経費でございます。</p> <p>その下の「図書館施設環境整備事業」1,156万1千円は、排煙装置及び自動火災報知設備受信機の更新を行うためのものがございます。</p> <p>104ページを御覧ください。</p> <p>上から2段目「給食運営改善事業」6,668万7千円は、学校給食センターの冷凍冷蔵庫、給湯ボイラー、空調整備などや、南中学校の牛乳保冷庫など給食用備品の更新のほか、各給食施設及び備品の修繕などを行うための経費でございます。</p> <p>また、お手元に配付いたしております、「年度別教育関係歳出予算」の表は、教育関係予算について過去3年分を含めた目別の当初予算額を整理いたしておりますので、参考にしていただけたらと思います。</p> <p>以上で、令和2年度新居浜市一般会計当初予算に伴う専決処分の報告を終わります。</p> <p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>次に、議案審議に移ります。本日の議案は第9号から第16号までの8議案の予定でしたが、第17号が追加となりました。第15号は個人情報に関する議案、第16号、第17号は人事議案でございますので、教育委員会定例会会議規則第15条により、この会の最後に非公開で審議させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
高橋教育長	
委員一同	はい。
高橋教育長	<p>それでは最後に非公開で審議いたします。</p> <p>それでは、議案第9号「新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を</p>

<p>高橋次長兼社会教育課長</p>	<p>改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>議案第9号「新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページ、12ページ及び議案第9号参考資料をお目通しください。</p> <p>現在、市長部局の市民部所属となっております人権擁護課につきましては、本年4月に予定されております組織機構改革により、教育委員会事務局に移管され、人権教育に係る業務を、学校教育・社会教育と一体となって展開していく予定といたしております。</p> <p>本議案は、市の組織機構改革に伴い、教育委員会事務局に置くこととなります人権に係る担当組織及びその事務分掌を明確にするため、規則の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>その内容でございますが、まず、第1条「新居浜市教育委員会事務局処務規則の一部改正」につきましては、教育委員会事務局の課及び事務分掌を規定する第2条第2項を一部改正いたしまして、新たな課の名称は人権教育課とし、係として人権教育係と啓発推進係を置き、併せて、別表に人権教育課の担当事務を規定しようとするものでございます。</p> <p>次に、第2条「新居浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育に係る事務・事業の担当は、一般的に教育委員会とされておりますが、現在、人権擁護課が市長部局に組織がありますことから、この規則により、市長部局の職員に、教育委員会が行う人権教育の推進事業を補助執行させることとし、効率的に事務が執行できるようにいたしております。しかし、本年4月以降、教育委員会の職員がこの事務を執行する予定であり、この規則による補助執行の必要がなくなりますことから、第2条第2号を全文削除しようとするものでございます。</p> <p>なお、この規則は、令和2年4月1日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で、議案第9号「新居浜市教育委員会事務局処務規則及び新居浜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議、よろしくをお願いいたします。</p>
--------------------	---

<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第9号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、議案第10号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>高橋次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第10号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の13ページ、14ページ及び議案第10号参考資料をお目通しください。</p> <p>本議案は、議案第9号と同様、市長部局の市民部所属となっております人権擁護課につきまして、本年4月の組織機構改革により、教育委員会事務局に移管される予定に伴い、提出したものでございます。</p> <p>新たに教育委員会事務局に置く予定である人権に係る担当組織の長が、教育長に代わり行う決裁、いわゆる専決事項を定める必要がありますため、今回、規程の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>今回、改正しようとする内容につきましては、規程別表第3に、教育委員会事務局組織の個別専決事項を規定いたしておりますが、教育委員会事務局の新たな組織となる予定であります人権教育課の専決事項として、「定例的な人権教育計画の実施に関する事」など4項目を追加いたしまして、組織機構改革が行われる4月以降の事務を円滑に行おうとするものでございます。</p> <p>なお、この規程は、令和2年4月1日から施行いたしたいと考えております。</p> <p>以上で、議案第10号「新居浜市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議、よろしくをお願いいたします。</p>

<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第10号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、議案第11号「新居浜市教育委員会の単純な労務に雇用される職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規程の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>高橋次長兼社会教育課長</p>	<p>議案第11号「新居浜市教育委員会の単純な労務に雇用される職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規程の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページ、16ページをお目通しください。</p> <p>本議案は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が平成31年4月1日に施行され、地方公務員法第57条に規定する、単純な労務に雇用される一般職の職員、教育委員会においては、給食の調理員が該当となりますが、これら職員、以下単に単労職員と呼称いたしますが、単労職員に年次有給休暇を年5日以上取得させること、及び就業規則の作成が教育委員会に義務付けられましたため、新たに教育委員会規程を制定することにより、明確に対応しようとするものでございます。</p> <p>その内容でございますが、第1条において、単労職員の勤務時間等の勤務条件を定めるという規程の趣旨を定め、第2条において、単労職員の一般的な勤務条件については、本庁の事務職員といった市の単労職員以外の職員と同様であることを規定いたします。</p> <p>そして、第3条において、単労職員に適用される年次有給休暇に係る特例を規定いたします。</p> <p>第1項におきまして、年次有給休暇が10日以上付与される単労職員について、そのうち5日は付与する日から1年以内に時季を定め取得させること、第2項におきまして、時季を定める前に単労職員が年次有給休暇を取得した場合は、その取得した日数を、その5日から除外し、取</p>

<p>高橋教育長</p>	<p>得の義務付けは最大5日であることを、それぞれ明確にいたしております。</p> <p>単労職員の現在の年次有給休暇取得状況につきましては、夏休みといった学校の長期休業期間中をはじめ、自身の子や親族の学校行事や特別休暇対象外の冠婚葬祭時に取得するなど、ワークライフバランスの意識が高く、ほとんど全ての該当職員が5日以上有給休暇を取得しており、労働基準法に適合いたしているものと認識いたしております。</p> <p>なお、この規程は、令和2年3月13日から施行したいと考えております。</p> <p>以上で、議案第11号「新居浜市教育委員会の単純な労務に雇用される職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する規程の制定について」の説明を終わります。</p> <p>ご審議、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。</p> <p>それでは、議案第11号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>井上次長兼学校教育課長</p>	<p>次に、議案第12号「新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>学校教育課 井上でございます。</p> <p>議案第12号「新居浜市公立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の17ページから18ページ、及びお手元に配付しております参考資料をご覧ください。</p> <p>本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育委員会規則において教育職員の正規の勤務時間を超える勤務の上限等について定めるため、提案するものでございます。</p>

高橋教育長

改正の内容につきましては、規定の追加に伴う必要な条文の整備を行い、第21条の2の次に、第21条の3として、教育職員の正規の勤務時間を超える勤務の上限等に関する規定を加え、各校長は、規定に基づき、当該学校の教育職員の業務量の適切な管理を行うこととするとともに、教育委員会は、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項について別に定めることを規定するものでございます。

なお、この規則は、令和2年4月1日から施行したいと考えております。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしくお願いいたします。

ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。

それでは、議案第12号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第13号「令和2年度新居浜市教育委員会取組方針の決定について」でございますが、前回お配りした案から、学校教育課・文化振興課につきまして変更を加え、赤字で表記いたしております。

それでは、冒頭で表記する教育委員会全体の方針につきまして、私の方から説明をさせていただきます。その後、質疑を行い、お諮りしたいと思っております。

<資料に基づき説明>

それでは、何かご質問やご意見等はございませんか。

それでは、議案第13号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<p>高須賀指導主幹</p>	<p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。</p> <p>次に、議案第14号「新居浜市公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の決定について」事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>学校教育課の高須賀です。議案第14号「新居浜市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の20ページ、お配りしている議案第14号資料をご覧ください。</p> <p>「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が国から示されたことに伴い、サービス監督権者である教育委員会において、勤務時間の上限に関する方針を定めることとするため、本案を提出いたします。</p> <p>本案の対象範囲といたしましては、資料の2に記載しております、諸学校に勤務する教育職員を対象としております。</p> <p>3業務を行う時間の上限、4上限時間の原則、5児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間、6教育委員会が講ずべき措置について示しております。本方針は、令和2年4月1日から適用したいと考えております。</p> <p>ご審議、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>高橋教育長</p>	<p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。お分かりになりますかね。</p>
<p>近藤委員</p>	<p>学校関係ではない私には分かりにくい部分があるのですが、超勤4項目、在校等時間というのは、具体的にどのように捉えたらいいのでしょうか。</p>
<p>井上次長兼学校教育課長</p>	<p>「超勤4項目」についてですが、正規の勤務時間を超える勤務において、現在、教員には原則として時間外勤務を命じないこととしております。その中で、時間外勤務を命ずる場合は、臨時的、緊急でやむを得ない場合に限るのですが、生徒の実習に関する業務、学校行事に関する業務、教職員会議に関する業務、非常災害等のやむを得ない場合の業務、の4項目に限定しており、これが「超勤4項目」でございます。</p>

高橋教育長	<p>学校行事には、修学旅行や自然の家等のときに、夜まで生徒の引率にあたるということがありますので、その場合は超過勤務を命ずることができ、学校行事に関する業務にはそういったものも含まれます。</p> <p>在校等時間についてもご説明をお願いします。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>在校時間が何時から何時までという具体的な時間を申し上げますと、出勤で学校に到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間を指しております。また、授業終了後、校務のための関係機関との打ち合わせや児童生徒等の家庭訪問等のために一旦学校を離れ、その後学校に戻って業務を行って帰宅した場合には、その帰宅のために学校を出る時間が在校時間の終わりとなります。また自発的に行う自己研鑽の時間は、在校等時間から除かれる時間です。労働時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないとされており、在校時間から除かれる休憩時間としております。</p>
高橋教育長	<p>通常は、超過勤務の上限は、1か月の時間外在校時間は45時間以内、1年間では360時間以内としておりますが、但し学校は、子どもに関していじめに対する対応等、様々な条件によって、勤務時間が深夜に及ぶということが当然出てまいります。そうした場合の上限時間というのが、「児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限時間」ということです。その場合でも、超過勤務は1か月100時間未満、1年間で720時間以内であるようにという指針です。続く(3)(4)というように細かく縛りをつけて、教職員が健康を損なわないよう上限を設けています。</p> <p>その他、ご質問はないですか。</p>
大橋委員	<p>5(3)(4)というのは、学校現場だけでなく一般労働者の産業保健においても、こういった勤務時間の制限は設けております。過重労働で睡眠不足が長期間続くことによってうつ病、それに伴う自殺予防の要件として45時間、80時間というのが設けられています。</p>
本田委員	<p>「6教育委員会が講ずべき措置」で、(1)「教育職員が在校している時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測すること」とありますが、委員会としてどこまで学校に要望されているのでしょうか</p>

井上次長兼学校教育課長	<p>か。</p> <p>現在、教職員の在校時間の確認につきましては「ミライム」というシステムが、パソコンを起動すると勤務を開始した時間、業務が終了した時にシャットダウンすると、その時間が退出する時間ということで計測し、ICTの活用により現在把握しております。誰が何時間、時間外勤務をした、というデータが全て教育委員会事務局の方に1日ごとに集約されますので、1か月分を集計し、全て把握できるような状態にしております。教育委員会事務局の方でも時間外勤務を把握できますし、情報を学校の方でもご確認いただいて、時間外勤務が多い教員については、校長先生からお話しいただくようにしています。</p>
近藤委員	<p>100時間を超えて時間外勤務をしている先生は多いのでしょうか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>詳しい資料が手元にはないのですが、昨年の10月時点で時間外勤務が月に80時間を超える教員は、小学校で約6.7%、中学校で約17.4%となっております。</p>
近藤委員	<p>中学校の場合は、部活動の時間も労働時間に含めるのですか。部活動が終わってからだから、割合が高いのですか。</p>
井上次長兼学校教育課長	<p>部活動の時間につきましても勤務時間に入りますが、時間外の活動も増えますので、中学校の方が多いのではないかと推測されます。</p>
高橋教育長	<p>それでは、議案第14号について、ご承認いただけます方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございました。では、承認とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>次に、いじめ、不登校等生徒指導関係に移ります。事務局から説明をお願いいたします</p>
阪本指導主幹	<p><資料に基づき説明></p>

高橋教育長	<p>1 不登校等について 2 いじめについて 3 交通事故について 4 不審者情報</p> <p>ただ今の説明について、何かご質問やご意見等はございませんか。 不登校児童生徒数が189名という、大変心配な状況ですが、昨年に比べて小学校高学年の人数が非常に増えているのですが、何か原因となるものをつかまれていますか。</p>
阪本指導主幹	<p>私が思う原因として、無理に登校して子どものストレスや負担になるのであれば、無理に登校させなくてもいいのではないかと、というお考えの保護者の方が増えてきていることが一点、また、先ほど説明もいたしました、中学校へ上がることに對して勉強面等の不安が多いお子さんが増えていると思います。</p>
尾藤委員	<p>無理に登校させなくてもいい、という思考の保護者が増えているとおっしゃいましたが、そういうご家庭はやはり、専業主婦など、保護者のどちらかが家庭にいる家庭の児童生徒が多いのでしょうか。</p>
阪本指導主幹	<p>そういった家庭もありますし、家庭環境として、保護者が忙しく、子どもを朝起こして、登校するまで見届けられないご家庭もありますし、保護者が病弱で子どもに依存し、家事を手伝わせて、生徒は登校時間に遅刻、休むというご家庭もあります。</p>
高橋教育長	<p>家庭環境も要因なのではないかということですね。</p>
近藤委員	<p>家庭環境に関連してなのですが、保護者の方へのケアも必要になってくると思うのですが、教育委員会や学校にて、どこまでできるものなのでしょうか。</p>
阪本指導主幹	<p>もちろん最初の窓口は学校の担任ですので、家庭訪問等で保護者の方と話をすることでケアしていきますし、スクールソーシャルワーカーがいらっしゃいますので、希望があれば社会福祉士のスクールソーシャルワーカーが家庭訪問して、福祉的面でも家庭支援活動を行っています。</p>

高橋教育長	スクールソーシャルワーカーは何名いますか。
阪本指導主幹	現在4名です。
高橋教育長	スクールソーシャルワーカーが入ることによって得られた効果的な事例はありますか。
阪本指導主幹	実際に福祉の制度を利用して、家庭環境が改善したというケースもありますし、効果が表れなくても、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をすることで学校としては、の担任の先生の負担は減ったという声があります。
本田委員	現在、夏休みくらい長期な休みが、新しい学年になる前に生じているという状況で、不登校の児童生徒にとっては、他の友達も一緒に状況ということで安心感もあるかもしれないと思うので、いい方向に利用していただきたいと思います。6年生が多いですが、中学校への引継ぎ、中学校へ新しい気持ちで行けるような気持ちの持っていき方を工夫していただいて、中学校の先生とも連携をとっていただき、この休みがいい効果になるような取り組みを先生方をお願いしたいと思います。
近藤委員	6年生が学校に行きたくないというのがとても気になるのですが、また別のお話で、私の子どもが通っている学校だけか、全小学校なのか分かりませんが、6年生みんなで小学校から歩いて中学校に行き、保護者も参加しますが、学校の入学説明会を聞くという日があります。その時に中学校の先輩が部活をしている様子を見せてもらったりします。その際に1つの小学校から1つの中学校に上がるせいもあるのか、中学生の子が声をたくさんかけてくれるので、小学生は非常にうれしい気持ちになると思います。また、中学校に行く機会がない児童にとっては場所や道を確認できるということがあります。大人としては同じ校区なのだから知っていて当たり前だと思っていたのですが、案外小学生は場所を知らない子も多いようです。そういうことでも小学生の不安を取り除いているということもありますし、中学校の先生が6年生に対して授業をしていたのですが、少しお兄さんお姉さんになったような気持ちで嬉しいということもあります。中学生になったときに、その際に授業をしてくださった先生がいるというのは子どもたちにとっていい効果なのではないかと思います。こういうことも続けながら、子ども達がいい方向

	<p>になったらなと思います。</p> <p>そして、まさかと思われるかもしれませんが、かばんが重くて学校に行きたくない生徒が最近いるという声も聞きます。中学1年生で10kg近いカバンを持って徒歩で登校するととてもしんどいと思います。中学2年生、3年生で身体が大きくなっても、10kgの荷物を持って毎日学校に行くというのは負担だと思いますし、非常に姿勢が悪いです。もちろん学校に行けるための工夫はいろいろしていただいていると思うのですが、快適に学校に行ける方法として、置き勉を活用するとか、宮内前委員が仰っていましたが、軽い教科書を選ぶということも考えるべきなのではないかと思いました。</p>
大橋委員	<p>子どもにとって10kgを背負うというのはかなりの負担だと思います。何が入っているのでしょうか。</p>
近藤委員	<p>5教科がある日はそれぞれの教科書、ノート、理科、社会がある日はそれに加えてフルカラーの大きな資料集、各教科のプリントを挟んだファイル、部活動の道具等です。</p>
高橋教育長	<p>置き勉については、文部科学省からも通知が既に発出されており、学校の方で自校の状況に合わせていますが、多少でも軽量化できるように検討していくことが必要かと思います。学校教育課の方で考えていきたいと思います。</p>
尾藤委員	<p>駐輪場の問題もあると思うのですが、距離にかかわらず自転車通学を認める案はないのでしょうか。カバンをかごに積んで押して歩いても、乗ってもいいですし、中学生になると特に注意する必要もないかと思います。駐輪場のキャパシティーが分かりませんが、少子化の影響で生徒数は減ってきていると聞いていますから、思いきって希望者に自転車通学を認めれば、子どもの負担が軽減されると思うのですがどうでしょうか。</p>
阪本指導主幹	<p>そういった希望はだいぶ前から出ております。おっしゃったようにやはり駐輪場の具合もあります。しかし各学校にはよりますが、駐輪スペース的には余裕があると思います。その確認も含めて、学校の方へ連絡し進めていきたいと思います。</p>

<p>尾藤委員</p> <p>高橋教育長</p>	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>その他、何か連絡事項等はありませんか。</p> <p>それでは次回の定例会ですが、「教育委員会事務局管理職並びに新任及び転入教職員管理職紹介式」も兼ねて開催いたしますので、4月2日木曜日に市民文化センター別館4階 第4中会議室にて開催させていただきます。</p> <p>これより非公開審議に入りますが、10分休憩をはさみます。休憩後、会議を再開いたします。</p> <p>関係者以外の方は退席をお願いいたします。</p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第13条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>
--------------------------	--